平成 26 年 2 月 26 日

甲府中学・甲府一高　東京同窓会 50 御中

## 報 告 書

拝啓、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。
日頃より、弊センターの活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、昨年７月、貴会からご寄贈いただきました救援衣料品につきまして、下記のように決定し、現地へ向けて寄贈致しましたのでご報告申し上げます。

敬具

記

◎ご寄贈いただきました衣料品から（新品ポロシャツ：１ケース）

救 援 対 象 国：フィリピン（※台風災害支援）
（(NGO)DACERG を通じて配布。）

発　送　日　程：平成 26 年 2 月 12 日（水）神戸倉庫出庫

以上

現地の人々に代わりまして厚くお礼申し上げます。
また、今後とも何とぞよろしくご支援のほどお願い申し上げます。
略儀ながら書面をもってご報告とさせていただきます。

認定ＮＰＯ法人　日本救援衣料センター

第　TH-0083225-8 号

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。
日本赤十字社は義援金を全額100％
被災地にお届けしています。

## 受領証

第 54 回甲府中学甲府一高東京同窓会　様

¥ 50,000-

但　東日本大震災義援金として
上記のとおり受領いたしました。

平成 25 年 8 月 30 日

日本赤十字社
社長　近衛忠煇

〒105-8521　東京都港区芝大門1－1－3
TEL　03－3438－1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATM のご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第７８条第２項第１号に規定する寄附金、地方税法第３７条の２第１項第１号及び第３１４条の７第１項第１号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第３７条第３項第１号の規定に基づく寄附金に該当します。



2013. 9. 23　日経 30頁